

桐生市エアコン購入支援事業補助金申請の手引き

エアコン購入支援事業とは

桐生市エアコン購入支援事業は、気候変動による気温上昇が続き、エアコンの必要性が高まる中、物価高騰による家計負担の軽減を図るため、エアコンを購入した世帯に対し、予算の範囲内でエアコン購入費用の補助をする事業です。

補助対象者

補助の対象となる方は、次の要件を全て満たす世帯の世帯主です。

- (1) 市内に居住し、本市に住民票がある世帯。
- (2) 全員が市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない世帯。

なお、次に該当する者は、補助対象になりません。

暴力団員等(桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)

補助対象要件

- (1) 桐生市内の販売店で購入した新品のエアコンであること。
- (2) 令和6年4月1日から令和6年10月31日までに購入したものであること。
- (3) 補助対象者が居住する住宅に設置するエアコンであること。

補助対象経費

補助の対象となる経費は、エアコン**本体購入費用**です。

※消費税、電気工事費や運搬費等は含みません。

補助金の額

補助対象経費の1/4(上限5万円)

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

補助金の交付は1世帯1回に限ります。同時に複数台購入した場合は、その金額の合計とし、申請は1回にまとめてください。

交付申請書の受付期間

受付期間	令和6年5月7日(火)～令和6年10月31日(木) ※予算の範囲内で 先着順 (予定件数600件程度)
------	---

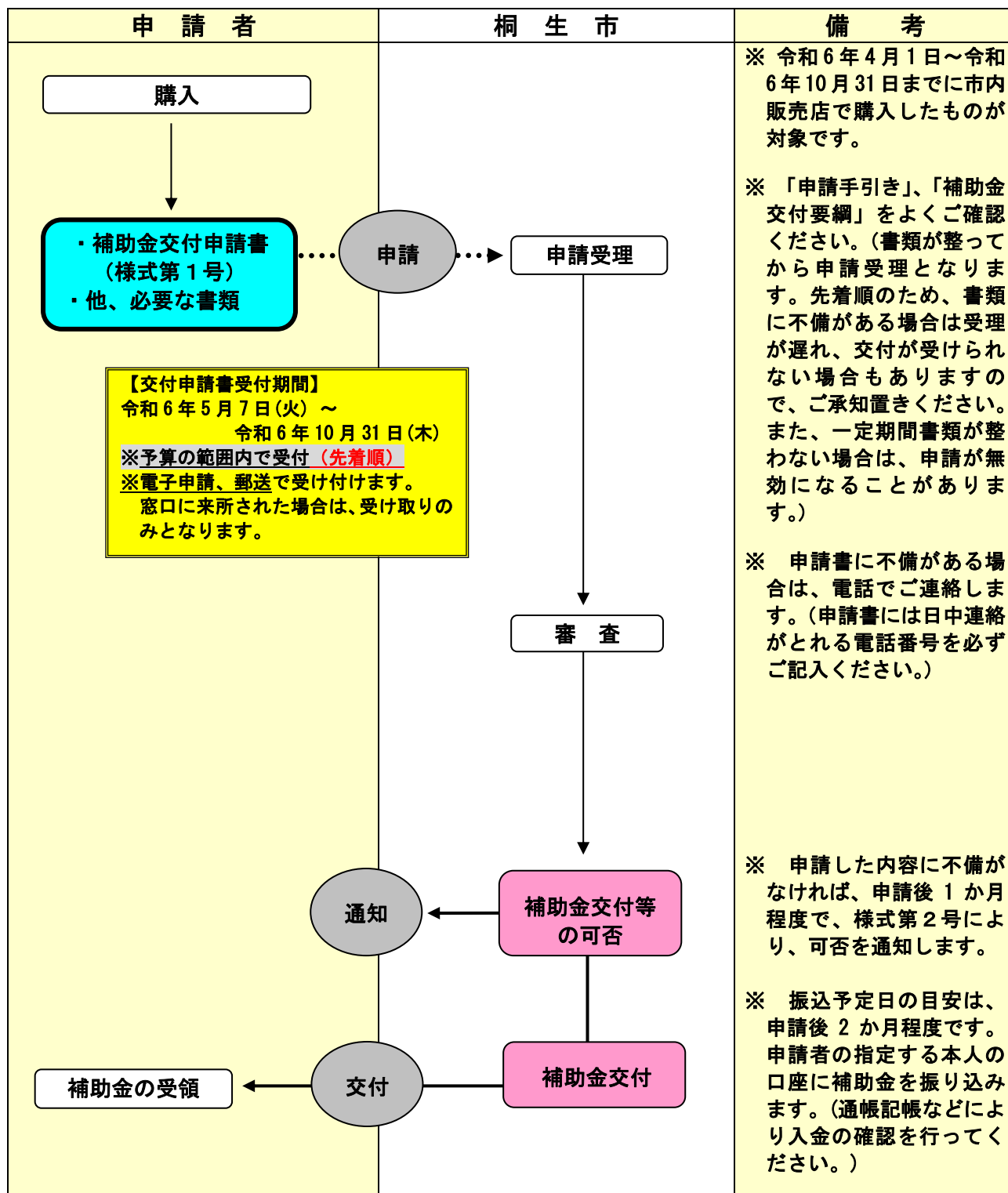
※令和6年10月31日(木)以前であっても、予算の範囲を超えたときは受付を終了し、予算の範囲を超えることとなった日の申請については抽選とします。(申請状況は適宜、市ホームページやふれあいメールでお知らせします。)

※予算の範囲を超えることとなった日の受付については、提出書類に不備がないものであって、郵送の場合は予算の範囲を超えることとなった日の消印があるもの、電子申請の場合は予算の

範囲を超えることとなった日に申請されたものを対象に抽選を行います。
 抽選の結果により補助を受けられない場合や、受付終了後に申請された場合については、補助の該当にならない旨を申請者に通知します。

補助事業の流れ

桐生市エアコン購入支援事業補助金の流れ



申請に必要な書類

郵送または直接申請する場合は、申請書に下記の【提出書類】を添えて申請してください。

電子申請の場合は、電子申請フォームに従い、【提出書類】原本の写真（画像データ）を添付してください。（電子申請の場合は各書類の写し等の郵送は不要です。）

※各書類に掲載されている氏名や住所等が申請者本人と同じであることを確認してください。

※代理人による提出も可能ですが、その場合は交付申請書（様式第1号）の「申請手続きの委任」の欄を記入し、代理人の身分証明書（写し）も添付してください。

【提出書類】

書類名	備考
桐生市エアコン購入支援事業補助金交付申請書	様式第1号
領収書の写し	①購入日、②販売店名、③販売店の住所または所在地、④税別のエアコン本体の購入費が記載されているもの。
（領収内訳書の写し）	補助の対象となる経費【本体購入費用（消費税を除く）】が領収書の金額の一部である場合や、内訳の記載がない場合などは、内訳書を添付してください。
メーカー発行の保証書の写し	①型番、②製造番号、③製造年月日が記載されているもの。 ※販売店が発行する保証書は不可
申請者名義の通帳の写し	口座名義人、口座番号等が記載されている、通帳の1ページ目の見開きの写し。
申請者本人の身分証明書の写し	申請者本人の医療保険証、運転免許証等の公的身分証明書のうちどれか1つの写し

交付決定通知

補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付及び交付すべき補助金の額を決定したときは、申請後1か月程度で、補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知します（補助金を交付できない方にも却下通知書を通知します）。

補助金の交付

交付決定通知後、申請者の指定する本人の口座に振り込みます。（振込予定日については補助金交付決定通知書下部に記載します。通帳記帳などにより入金の確認を行ってください。）

※振込予定日の目安は、申請した内容に不備がなければ、申請後2か月程度です。

管理

補助金の交付を受けた方は、その補助対象機器を善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければなりません。

補助金交付の取消し・補助金の返還

補助金の交付を受けた方が虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合、また交付要綱の規定に違反した等の場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、既に補助金が交付されている場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

【問い合わせ・申請先】

桐生市保健福祉部健康長寿課成人保健係

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号 電話：44-8247（直通）

FAX：45-2940 Eメール：kenkochoju2@city.kiryu.lg.jp